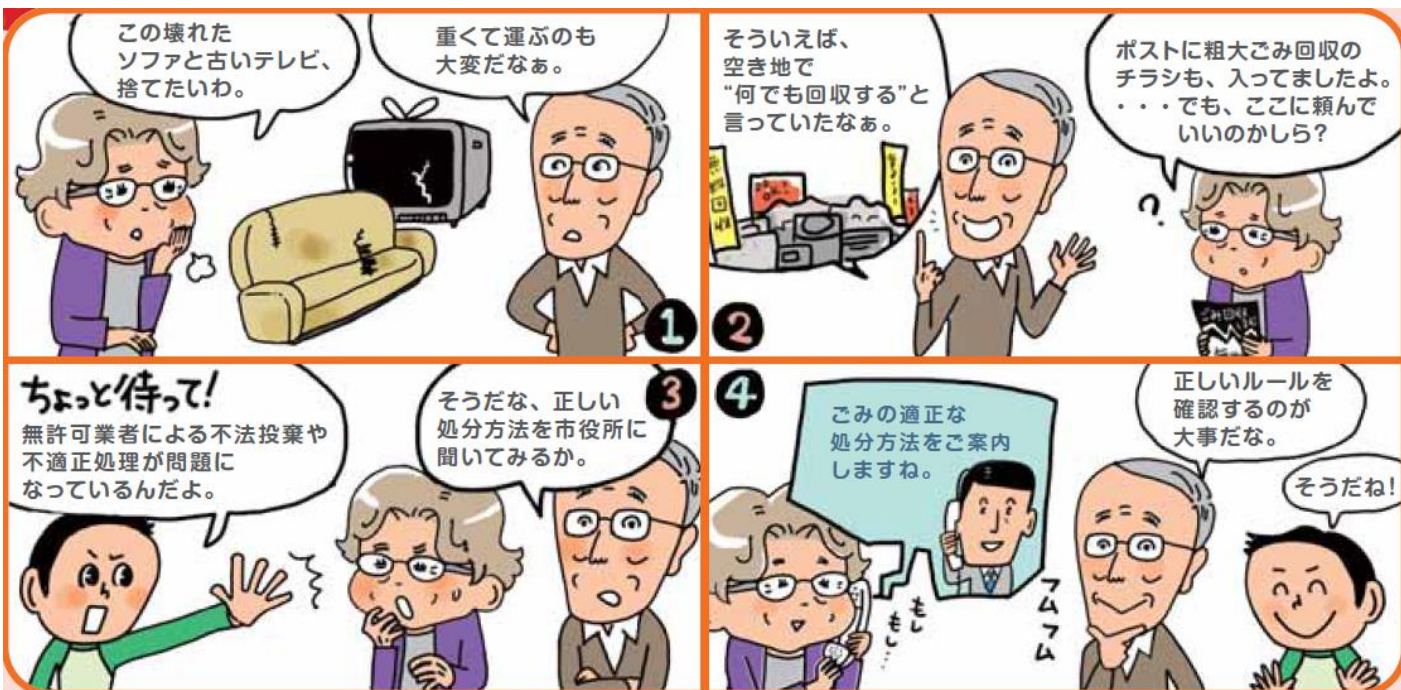


## 廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に 「無許可」の回収業者を 利用しないでください！



ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。  
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。



(出典：環境省)

廃棄物を無許可の回収業者に引き渡すと、法を守った適正な処理が確認できず、「不法投棄」「不適正処理」「不適正な管理による火災」などが発生するかもしれないんだ。



宇部市が許可を出している業者は、市公式ウェブサイトから見るができます！

トップページ > 暮らし・手続き > ごみ・リサイクル > ごみ・資源物の出し方 >  
ステーションに出せないごみ > 家庭から一時的に多量に出るごみ / 粗大ごみ  
(<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gomi/dashikata/1001966/1001967/index.html>)  
(トップページからウェブ番号検索もできます。ウェブ番号：1001967)

『宇部市一般廃棄物処理業（家庭系一時多量ごみ取扱い）許可業者一覧（PDF）』


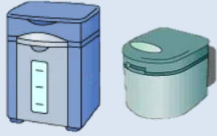

昨年度に引き続き

# 家庭用生ごみ処理機とガーデンシュレッダーの購入に対して助成金を支給しています！



宇部市において、**燃やせるごみの減量が重要な課題**になっています。一方、生ごみや剪定枝葉等は、市民の皆様の取り組み次第で、更なる減量が可能です。

ごみを減らすことは、環境負荷を低減するのはもちろん、将来のごみ処理施設更新時の規模縮小につながります。持続可能な社会を次世代に残していくため、**本助成金をご活用され、生ごみや剪定枝葉等の減量にチャレンジされませんか？**

対象	対象機器	助成金	対象機器の仕様
世帯ごと 	電動式生ごみ処理機 	補助率1/2 上限額25,000円 (1世帯あたり1機まで)	生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された電気式機器。  ※ディスポーザー（生ごみを粉碎し、排水を公共下水道等に排除する機器をいう。）を除く。
※市内在住の方に限ります。	ガーデンシュレッダー（枝葉粉碎機） 	補助率1/2 上限額 25,000円 (1世帯あたり1機まで)	庭木の剪定枝葉を、動力を利用することにより、粉碎する器具で、粉碎した枝葉は堆肥又は植栽地の雑草防止若しくは養成材として利用する等、ごみの減量に寄与することを目的に製造されたもの。

## ■助成金受け取りまでの流れ

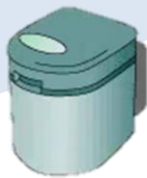
### ①購入する前に市に相談

・必ず事前に電話またはメールにてご相談ください。ご相談される前に購入されると、助成金を支給することができない場合があります。



### ②助成対象機器を購入

・市にご相談後、助成対象になることをご確認してから、対象機器を購入してください（中古品及び転売品を除く）。



### ③申請書類を提出

・購入を完了した日から起算して60日以内に下記の必要書類を郵送にて提出してください。  
・申請書兼請求書・領収書原本・写真・保証書の写し



### ④助成金の交付決定

・市が申請書類を審査の上、問題や書類の不備がなければ、助成金の交付を決定します。



### ⑤助成金の振込

・市から、申請書兼請求書に記入された口座に助成金を振込みいたします。



過去5年以内に、同一世帯でこの助成金を受けていない者が対象です。ただし、対象機器等区分が重複しない場合はこの限りではありません。

